

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「補てん」を「補填」に改める。

第3条第1項第1号中「補てん」を「補填」に改め、同項第2号の表以外の部分を次のように改める。

条例第18条第1項第2号から第4号までに該当する場合（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年の合計所得金額の合計が1,000万円を超える者を除く。）

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 条例第18条第1項第5号に該当する場合、当該拘禁された日の属する月から当該拘禁を解かれた日の属する月の前月までの月数分の保険料額の全額を減免する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。